# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認九州地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 24 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月16日

私は、平成 13 年 4 月から 18 年 3 月まで A社(以下「申立事業所」という。) に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

金融機関が提出した申立人名義の口座に係る「預金取引明細表1」により、 平成17年12月16日付けで申立事業所から申立人に対し、賞与が振り込まれていたことが確認できる。

また、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与明細書によると、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の「預金取引明細表 1」及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除 額から、24万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を51万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日

② 平成 15 年 12 月 26 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立事業所の当時の事業主は、申立人に対して 51 万円の賞与を支払い、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を賞与から控除 した旨を回答している。

また、当時の事業主が提出した資料には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持している賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立事業所の破産管財人が提出した「更正配当表 (労働債権)」、複数の同僚の金融機関の口座に係る振込記録、当該同僚 が所持する平成 15 年冬季賞与明細書などから、当該期間に係る賞与は、申 立事業所が破産宣告を受けた後に支払われていたものと考えられる。

しかしながら、前述の「更正配当表(労働債権)」に申立人の氏名は確認できない上、申立事業所の破産管財人は、申立人に係る「配当通知書」については保管していないと回答している。

また、申立人は、申立期間②に係る賞与明細書を所持してない上、取引があったとして申立人が名前を挙げた複数の金融機関が提出した取引明細表において、当該期間の賞与に係る振込額を確認することができない。

このほか、申立期間②において申立人の主張する標準賞与額に基づく厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資 料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日

② 平成 15 年 12 月 26 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が 無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した平成15年夏季賞与明細書及び申立事業所の当時の事業主の回答から、申立人は、当該期間において、標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②ついて、申立事業所の破産管財人が提出した「更正配当表

(労働債権)」、複数の同僚の金融機関の口座に係る振込記録、当該同僚 が所持する平成15年冬季賞与明細書等から、当該期間に係る賞与は、申立 事業所が破産宣告を受けた後に支払われていたものと考えられる。

しかしながら、申立人は「債権の届出をしなかった。」と供述しており、 前述の「更正配当表(労働債権)」に申立人の氏名は確認できない上、申 立事業所の破産管財人は、申立人に係る「配当通知書」については保管し ていないと回答している。

このほか、申立期間②において申立人の主張する標準賞与額に基づく厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資 料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は85万円、申立期間②は91万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日

② 平成 15 年 12 月 26 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が 無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 15 年の所得額及び社会保険料控除額は、申立人の同年におけるオンライン記録により算出した所得額及び社会保険料控除額よりも高額であることが、B税務署が提出した申立人に係る 15 年分給与所得の源泉徴収票から確認できる。

また、申立事業所の当時の事業主は、申立人に対し、申立期間①においては標準賞与額85万円に、申立期間②においては標準賞与額91万円に見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を当該賞与から控除した旨を回答している。

さらに、当時の事業主が提出した資料には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持している賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(申立期間①は85万円、申立期間②は91万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、申立事業所の破産管財人が提出した申立人に係る「更正配当表(労働債権)」及びC金融機関が提出した「お取引明細」から、申立事業所が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に当時の事業主が提出した資料に記載されている厚生年金保険料等を控除した後の金額が申立人の口座に振り込まれていることが確認できるところ、複数の同僚が所持している賞与明細書等から、当該振込金額は、申立期間②に係る賞与であったと判断できる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事 業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管 していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は40万円、申立期間②は42万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日

② 平成15年12月26日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成15年夏季賞与明細書、同年冬季賞与明細書及び申立 事業所の当時の事業主の回答から、申立人は、申立期間①においては標準賞 与額40万円、申立期間②においては標準賞与額42万1,000円に基づく厚生 年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、申立事業所の破産管財人が提出した申立人に係る「更正配当表(労働債権)」及びB金融機関が提出した「お取引明細」から、申立事業所が破産宣告を受けた後の平成 17 年9月9日に前述の15 年冬季賞与明細書に記載されている差引支給額と同額が振り込まれていることが確認できることから、当該振込金額は、申立期間②に係る賞与であったと判断できる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事 業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管 していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで 私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和58年4月にC 社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が 勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、誤って同年3月31日として社会保険事務所(当時)に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康 保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 58 年 2 月の記録から、15 万円とする ことが妥当である。 なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は14万7,000円、申立期間②は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

② 平成17年7月20日

A社に勤務していた期間について、標準賞与額の記録が漏れている可能性があると年金事務所から連絡を受けた。

申立期間における賞与支給明細書を所持しているので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において申立事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、前述の賞与支給明細書から確認できる賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は14万7,000円、申立期間②は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、当時の事業主から回答が得られず、ほかに確認 できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを 得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで 私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和58年4月にC 社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が 勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、誤って同年3月31日として社会保険事務所(当時)に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康 保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 58 年2月の記録から、18 万円とする ことが妥当である。 なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州 (大分) 国民年金 事案 2815 (大分国民年金事案 37、869、903 及び九州 (大分) 国民年金事案 2661 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 43 年7月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年7月まで

私は、自宅に来た市役所の職員から、「年金制度が開始されてから今までの国民年金保険料を遡って納付しないと、今後いくら加入したくても加入できません。」と言われた。そこで、自宅と同地区でほかに加入している者がいるか尋ねたところ4、5人程度加入しているとのことだったので、私たち夫婦も国民年金に加入することとし、申立期間の夫婦二人分の保険料として12万3,000円を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているため、これまで何度も年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、市役所の職員の訪問を受けて保険料を納付した時期は昭和 43 年であり、このことを証言してくれる新たな親戚がいるので、再調査の上、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

初回の申立期間(昭和 36 年4月から 48 年の一括納付月まで)に係る申立てについては、i)申立人は、昭和 52 年 10 月 25 日に国民年金の加入の届出を行ったことが確認でき、当該届出時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、ii)当該届出直後の同年 11 月9日に、この時点で納付可能な 50 年 10 月から 52 年 3 月までの 18 か月分の保険料を夫婦で過年度納付していることが確認できることなどを理由として、既に年金記録確認大分地方第三者委員会(当時。以下「大分委員会」という。)の決定に基づき、平成 20 年 3 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後申立人は、申立期間を昭和36年4月から43年頃までの期間及び44年頃から50年9月までの期間に変更した上で、2回目の申立てを行っているが、i)保険料を一括して納付したとする期間について、初回の申立てから変遷しており、申立人の主張には一貫性が見受けられず、保険料を納付した時期についての記憶が明確ではないこと、ii)申立人夫婦が申立期間のうち36年4月から43年頃までの期間の保険料を一括納付したとする43年頃は、特例納付の実施時期ではないことなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成24年2月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3回目の申立てについて、申立人は、申立期間(昭和 36 年4月から 43 年3月まで)及び一括納付したとする時期(昭和 44 年頃)を変更しているが、初回及び2回目の申立内容と同様の趣旨の主張であり、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等は無く、ほかに大分委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成 24 年 12 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4回目の申立てについて、申立人は、申立期間(昭和36年4月から43年7月まで)及び一括納付したとする時期(昭和43年7月頃)について3度目の変更をした上で、申立人が一括納付したことについて証言を得られるとして、知人の氏名を挙げて当委員会へ申立てを行っているが、当該知人からは、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる供述は得られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成25年6月27日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料を納付した時期を「昭和 43 年7月」から「昭和 43 年」に変更した上で、申立期間の保険料の納付に係る証言者として、新たな親戚の氏名を挙げて、5回目の申立てを行っているものの、当該親戚からは、申立人が、申立期間に係る保険料を納付していたことがうかがえる新たな供述は得られない。

このほか、大分委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな 事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を 納付していたと認めることはできない。 九州 (大分) 国民年金 事案 2816 (大分国民年金事案 36、868、904 及び九州 (大分) 国民年金事案 2662 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 43 年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年7月まで

私は、自宅に来た市役所の職員から、「年金制度が開始されてから今までの国民年金保険料を遡って納付しないと、今後いくら加入したくても加入できません。」と言われた。そこで、自宅と同地区でほかに加入している者がいるか尋ねたところ4、5人程度加入しているとのことだったので、私たち夫婦も国民年金に加入することとし、申立期間の夫婦二人分の保険料として12万3,000円を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているため、これまで何度も年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、市役所の職員の訪問を受けて保険料を納付した時期は昭和 43 年であり、このことを証言してくれる新たな親戚がいるので、再調査の上、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

初回の申立期間(昭和 36 年4月から 48 年の一括納付月まで)に係る申立てについては、i)申立人は、昭和 52 年 10 月 25 日に国民年金の加入の届出を行ったことが確認でき、当該届出時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、ii)当該届出直後の同年 11 月9日に、この時点で納付可能な 50 年 10 月から 52 年 3 月までの 18 か月分の保険料を夫婦で過年度納付していることが確認できることなどを理由として、既に年金記録確認大分地方第三者委員会(当時。以下「大分委員会」という。)の決定に基づき、平成 20 年 3 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後申立人は、申立期間を昭和 36 年4月から 43 年頃までの期間及び 44 年頃から 50 年9月までの期間に変更した上で、2回目の申立てを行っているが、i)保険料を一括して納付したとする期間について、初回の申立てから変遷しており、申立人の主張には一貫性が見受けられず、保険料を納付した時期についての記憶が明確ではないこと、ii)申立人夫婦が申立期間のうち 36 年4月から 43 年頃までの期間の保険料を一括納付したとする 43 年頃は特例納付の実施時期ではないことなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成 24 年2月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3回目の申立てについて、申立人は、申立期間(昭和 36 年4月から 43 年3月まで)及び一括納付したとする時期(昭和 44 年頃)を変更しているが、初回及び2回目の申立内容と同様の趣旨の主張であり、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等は無く、ほかに大分委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成 24 年 12 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4回目の申立てについて、申立人は、申立期間(昭和36年4月から43年7月まで)及び一括納付したとする時期(昭和43年7月頃)について3度目の変更をした上で、申立人が一括納付したことについて証言を得られるとする知人の氏名を挙げて、当委員会へ申立てを行っているが、当該知人からは、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる供述は得られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成25年6月27日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料を納付した時期を「昭和 43 年 7 月」から「昭和 43 年」に変更した上で、申立期間の保険料の納付に係る証言者として、新たな親戚の氏名を挙げて、5回目の申立てを行っているものの、当該親戚からは、申立人が、申立期間に係る保険料を納付していたことがうかがえる新たな供述は得られない。

このほか、大分委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな 事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を 納付していたと認めることはできない。

# 九州 (鹿児島) 厚生年金 事案 5269

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から38年12月3日まで

② 昭和38年12月3日から41年6月28日まで

私は、実家の仕事を手伝うためにA社B事業所(現在は、C社)を退職したが、脱退手当金の手続は行っておらず、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所であるA社B事業所の申立人に係る健康保険 厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味す る「脱」の表示が記されている。

また、申立期間に係る脱退手当金は、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和41年7月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 九州(宮崎)厚生年金 事案 5270

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月1日から54年4月1日まで 私は、昭和53年6月1日にA事業所(現在は、B社)に臨時採用として 入社し、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資

格の取得日が54年4月1日と記録されている。

同僚の中には臨時採用期間中に厚生年金保険に加入している者もいるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る履歴表及び同社の回答により、申立人は、申立期間のうち昭和53年6月8日からA事業所C支部に臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除等については、当時の賃金台帳等を保管していないため不明と回答している。

また、オンライン記録により申立期間当時、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚について調査したところ、厚生年金保険被保険者資格の取得日と、自身が勤務を開始したとする日が相違している者が複数名確認できることから、申立期間当時、同事業所では採用後直ちに従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人 の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 九州(福岡)厚生年金 事案 5271

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月1日から58年8月1日まで

② 昭和58年8月1日から61年12月21日まで

申立期間①については、A社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立期間②については、A社と同じ敷地内に在ったB社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 61 年12月21日とされている。

申立期間において、勤務していたことは事実であるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA社において一緒に勤務していた複数の同僚と共に移籍したとするB社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも、「私は、申立期間においてA社に勤務していた。また、時期は明確には憶えていないが、申立人がA社に勤務していたことを記憶している。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用 事業所であったことが確認できない上、前述の同僚のうち一人は、「私は、 A社で勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことは 承知しており、同事業所は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」 と供述している。

また、A社については、法人登記が確認できない上、申立人及び複数の

同僚が氏名を挙げた当時の事業主は、連絡先が不明であり、申立人の申立 期間①における厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

2 申立期間②については、被保険者名簿により、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私がB社に採用された時点では、既に、申立人は同社に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が当該期間において、期間の特定はできないものの、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「B社は、厚生年金保険の適用事業所となった時、全従業員に対して厚生年金保険への加入の意思を確認し、希望者のみ加入させていた。」、「B社では、厚生年金保険は本人の希望により加入させる取扱いだった。」と供述していることから判断すると、B社では、当該期間当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、連絡先が不明であり、申立人の申立期間②に係る給与からの厚生年金保険料控除の状況などについて供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得 日は昭和61年12月21日となっており、オンライン記録と一致しているこ とが確認できる。

3 申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことを確認できる給与支払明細書等の資料は無く、ほかに、申 立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資 料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。